

51—21 P U D T

無効審判審決後の手続

1. 審決取消訴訟の提起

無効審判の審決に不服の者は、審決の取消しを求めて審決取消訴訟を提起することができる（特§178②、実§47①、意§59①、商§63①）。

(1) 訴訟当事者

無効審判の当事者（請求人又は被請求人）、参加人、又は当該審判に参加を申請して拒否された者は、訴訟を提起することができる。

無効審判の相手方当事者（被請求人又は請求人）が被告となる。被告は、応訴をしなければ、訴訟において自白が擬制され、審決を取り消す旨の判決がされる場合がある。

(2) 出訴期間

出訴は、無効審判の審決の謄本の送達があった日から30日以内にすることができる。この期間は不変期間である（特§178③、実§47②、意§59②、商§63②）。

遠隔又は交通不便の地にある者については、審判長の職権で附加期間（国内居住者は15日、在外者は90日）が与えられ、審決の送達とともに告知される（→25-04の4.）。

(3) 裁判管轄

無効審判の審決に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄であり、東京高等裁判所の特別の支部である知的財産高等裁判所が取り扱う（特§178①、実§47①、意§59①、商§63①、知的財産高等裁判所設置法§2）。

2. 審決取消訴訟の判決と無効審判の再係属後の審理

(1) 審決を維持する旨の判決（請求棄却判決）が確定したとき

裁判所が請求を理由がない（無効審判の審決に違法性はない）と認めて請求

を棄却する判決をしたときは、その判決の確定時点で審決も確定するから、その後の審判の審理は行われぬ。

(2) 審決を取り消す旨の判決（請求認容判決）が確定したとき

裁判所が請求を理由がある（無効審判の審決に違法性がある）と認めるときは、請求を認容して審決を取り消す旨の判決がされる（特 § 181①、実 § 47②、意 § 59②、商 § 63②）。審決を取り消す旨の判決が確定したときは、依然として無効審判事件に対する行政処分（審決）がされていない状態になるから、無効審判事件は特許庁に再係属し、合議体は更に審理をする（特 § 181②、実 § 47②、意 § 59②、商 § 63②）。

確定判決は当該事件について特許庁を拘束するため（行訴 § 33①）、合議体は、当該確定判決で示された結論（判決主文）と、その結論の導出に必要な事実認定及び法律判断として判決理由中に記載された事項とにしたがって、再度の審決をする。ただし、別の理由で同一の結論の審決をすることは妨げられない。

(3) 再係属後の審理

審決は請求項（指定商品又は指定役務）ごとに可分な行政処分であり、判決もこれに対応してなされ、確定する。どのような結論の審決を取り消す判決が確定したのか、また、審決の取消しの判決がどの部分について確定したのかに応じて、以下のように審理を進める。なお、再係属後では、口頭審理は必要と認めるときにのみ行えばよい。

ア 再係属後の審理開始までの手続（特許）

(ア) 権利を維持する審決を取り消す判決が確定したとき

権利を維持する審決を取り消す判決が確定して無効審判が特許庁に再係属するときは、その判決の確定の日から1週間以内に、被請求人（特許権者）は訂正の請求のための指定期間を求める申立てをすることができる（特 § 134 の 3、特施規 § 47 の 6 様式 63 の 6）。

審判長は、申立てがあつたときは、被請求人に対して訂正の請求をするための指定期間（標準10日（在外者10日）→25—01.2）を与えることができる（特 § 134 の 3）。指定期間を与えるか否かは審判長の裁量権の範囲であり、必ず指定期間が与えられるものではないが、審決後に訂正の機会がない

ことに鑑みれば、審決までの訂正の機会は被請求人に有効に利用されるべきである。したがって、訂正をせずとも権利を維持する審決をできるとき（例えば、権利を維持する審決が取り消された理由が単なる手続違背等であったとき、再係属の無効審判において手続違背を除去した後に再度の権利を維持する審決をできるとき等）を除いて、申立てを認めて指定期間を与えることとし、審理再開通知等にその旨を記載する。

ここで、合議体が特に答弁書の提出を促すことが必要と認めるときは、訂正の請求のための指定期間を通知する際に、答弁を促す旨を記載する。

(イ) 取消判決が一群の請求項のうち一部の請求項について確定したとき

「一群の請求項」のうち一部の請求項について出訴され、審決を取り消す判決が確定したとき、その他の部分の請求項についての審決は取り消されずに未確定のまま残された状態にある。一群の請求項については一体的に取り扱うが、この状態では審決が未確定のまま残されている部分について、併せて審理をすることができない。そのため、審理を再開するにあたっては、審判官は当該一群の請求項のうちその他の請求項についての審決を取り消さなければならない（特 § 181②）。この場合、審理再開通知等において、審決を取り消す部分を記載する。

イ 審決をするのに熟すまでの手続

(ア) 権利を維持する審決を取り消す判決が確定したとき

合議体は取消判決に拘束されるから、例えば審決において無効理由を構成しないと判断した理由について、審決に示された判断が誤りである旨の判断が判決で示されたときは、通常は、権利を無効にする審決をする。ただし、特許においては、上記ア(ア)の指定期間内に訂正請求書が提出された場合には、その訂正により当該無効理由を解消しているかについて審理する。

審理の結果、その訂正により当該無効理由を解消していないと認めるときは、請求人に反論の機会を与える必要はなく、審決をするのに熟したと判断できる。その後の手続については、以下ウを参照。

一方、その訂正が訂正要件を満たしており、かつ、当該無効理由を解消していると認めるときは、訂正請求書及び訂正明細書等を請求人に送達して反論の機会を与える。

他方、被請求人が特 § 134 の 3 に基づく申立てをしなかったとき、又は、特許において、上記ア(ア)の指定期間内に訂正請求書が提出されなかったときは、審決をするのに熟したと判断できる。

(イ) 権利を無効にする審決を取り消す判決が確定したとき

このときには、合議体は判決に拘束されて、通常は権利を維持する審決をすることになるから、被請求人に訂正の機会（特許）や答弁書を提出する機会を与える必要はなく、また、請求人にも改めて弁駁書を提出する機会を与える必要もない。

一方、例外的ではあるものの、判決を踏まえると、先の審決では成立すると判断しなかった別の無効理由が成立すると合議体が判断する場合等においては、判決の拘束力の範囲に属しない限りにおいて、別の理由で再度の権利を無効にする審決をすることは可能である。合議体が、原審決において採用した無効理由以外の無効理由について請求人に主張立証させることが適切と考えるときは、弁駁の機会を与えてもよい。しかし、原審判において主張立証が尽くされていないと認められる場合に限ることとし、また、既に判決から十分な時間が経過していることから、弁駁指令の応答期間はごく短いものとして差し支えない（→25—01.2）。

ウ 審決をするのに熟した後の手続（特許）

再係属後に初めて審決をするのに熟したときは、原則として審決の予告をする（特 § 164 の 2①、特施規 § 50 の 6 の 2 二）。このとき、審決の予告と審決のいずれとするかについては、審理を開始してから最初に審決をするのに熟したときと同じである（→51—17 の 3.）。

（改訂 R1.6）